

# 扶養認定基準について

被扶養者になれるのは、主として被保険者の収入で生計を維持している 75 歳未満(後期高齢者医療の被保険者とならない)の人で、下記のように分けて条件をみます。

## ● 被扶養者の範囲

被扶養者の範囲は、被保険者(本人)からみて三親等内の親族と決められています。

さらに同居・別居により条件が異なります。

同居でも別居でもよい	同居が条件
配偶者、子、父母、祖父母、兄姉、弟妹、孫	義父母、甥・姪、叔父(伯父)、叔母(伯母)

## ● 被扶養者の居住要件

被扶養者として認定されるためには、「日本国内に住所を有する者」(国内居住要件<sup>※1</sup>)または「日本国内に生活の基礎があると認められた者」(国内居住要件の例外<sup>※2</sup>)の要件を満たす必要があります。

### ※1 国内居住要件…

「日本国内に住所を有する者」とは住民基本台帳に住民登録されている(住民票がある)かどうかで判断いたします。住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たします。

ただし、日本国内に住所を有していても日本に滞在する目的(ビザ)が次の特定活動の方は、被扶養者として認定できません。

- ① 病院・診療所に入院し、医療を受ける者。(「医療滞在ビザ」で来日した者。)
- ② ①の日常生活を世話する者。
- ③ 1年を超えない期間、観光・保養を目的として滞在する者。(「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者。)

### ※2 国内居住要件の例外…

「日本国内に生活の基礎があると認められた者」とは以下の通りです。

- ① 外国において留学をする学生。
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者。
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する者。
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの。
- ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者。

## ● 収入の基準

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入で生計を維持していること」が必要です。

年 齢	同居・別居	収入の基準
60歳未満	同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間130万円未満の収入であること</li> <li>被保険者の年間収入※3の1/2未満の収入であること</li> </ul>
	別居	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間130万円未満の収入であること</li> <li>被保険者の年間収入の1/2未満の収入であること</li> <li>被扶養者の収入以上に被保険者の仕送りが確認できること</li> </ul>
60歳以上 (または障がい者)	同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間180万円未満の収入であること</li> <li>被保険者の年間収入の1/2未満の収入であること</li> </ul>
	別居	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間180万円未満の収入であること</li> <li>被保険者の年間収入の1/2未満の収入であること</li> <li>被扶養者の収入以上に被保険者の仕送りが確認できること</li> </ul>

※3 年間収入…

過去における収入のことではなく被扶養者に該当する時点および認定される日以降の年間の見込み額のことをいいます。また被扶養者の収入には雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

## ● 扶養認定日の基準

事実発生日から1ヶ月以内に組合受付を行った場合に限り、事実発生日まで遡り認定します。ただし、子の出生など特殊な事例については被扶養者(異動)届の受付日に関わらず事実発生日に基づき認定することもあります。

主な事例	被扶養者(異動)届の受付日	扶養認定日
新規に入社(資格取得届を提出)する方の扶養認定	資格取得日から 1ヶ月以内	資格取得届の取得日と同日
	資格取得日から 1ヶ月以上経過	被扶養者(異動)届の受付日
<ul style="list-style-type: none"> <li>退職した</li> <li>婚姻した</li> <li>雇用契約を変更した</li> <li>失業給付金受給終了した</li> <li>日本に入国した日…等</li> </ul>	事実発生日から 1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職…退職日の翌日(喪失日)</li> <li>退職以外の事由…事実発生日</li> </ul>
	事実発生日から 1ヶ月以上経過	被扶養者(異動)届の受付日
出生による子の扶養認定	-	子の出生日